

EPA第一種特定原産地証明書 「取得&活用」セミナー in浜松

★EPA締約国(下記)への輸出者又は生産者、及び輸出予定者等は必見です！

[対象国・地域]メキシコ・マレーシア・チリ・タイ・インドネシア・ブルネイ・ASEAN・フィリピン・スイス・ベトナム・インド・パレー・オーストラリア・モンゴル

EPA(経済連携協定)とは、国や地域同士で関税やサービス業の規制を撤廃したり、人の出入国の制限や投資規制の緩和を定める国際的な協定です。各国または地域の協定に基づいた「特定原産地証明書」を税関に提出することにより、輸出入取引の際に関税が無税もしくは通常よりも低い関税率が適用されます。

現在我が国では、15カ国・地域とのEPAが締結・発行されており、本年7月には日欧EPAの大枠合意が発表され、EPAを利用した貿易は今後も拡大が見込まれるとともに、企業の海外事業・展開の戦略にも大きく影響します。

本セミナーでは、特定原産地証明書の申請業務をご担当される方や、今後取得を検討されている企業の方を対象に、EPAの概要と、特定原産地証明書の取得手続きに加え、特定原産地証明書を取得するメリットについて説明を致します。是非ご参加下さい。

日 時 平成29年**10月26日(木)** 13:30~17:00 [開場13:00]

会 場 ホテルコンコルド浜松 3階 葵 (静岡県浜松市中区元城町109-18)

定 員 200名(申込み先着順。定員になり次第締め切らせていただきます。)

参加費 聴講無料

対 象 EPA締約国への輸出に携わる輸出者および生産者

※EPAのご利用経験のない方は、特定原産地証明書発給申請マニュアルを一読されることをお勧めいたします。 URL: http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

講演スケジュール

13:30~14:20 EPAの概要と活用策 講師：日本貿易振興機構 海外調査部

14:20~14:30 — 休憩 —

14:30~15:50 EPAの原産地規則について 講師：日本商工会議所

15:50~16:40 第一種特定原産地証明書の取得手続きについて 講師：日本商工会議所

16:40~ 質疑応答

10/26 EPA第一種特定原産地証明書
取得&活用セミナー in 浜松

申込書



FAX:053-459-3535

事業所名			
所在地			
TEL		FAX	
参加者名		役職	
参加者名		役職	

※ご記入いただいた内容は、当事業の参加者把握のために利用するほか、事務連絡や情報提供のために使用する事がありますが、第三者に公開するものではありません。

【申込み・問合せ】浜松商工会議所 工業振興課 TEL:053-452-1112 FAX:053-459-3535
E-mail:kogyo@hamamatsu-cci.or.jp